

地方税制参考資料

平成 25 年 3 月 4 日
総務省自治税務局

東日本大震災に係る津波被災区域における固定資産税等の課税免除等について

平成23年度津波被災区域課税免除対象の土地・家屋

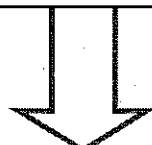


津波により甚大な被害を受けた区域として市町村長が指定した区域内の土地・家屋



平成24年度も課税免除を原則継続(※以下の土地・家屋については除外)

※平成24年度課税土地等: 平成24年1月1日における使用状況等を勘案し、減額せずに課税することが適当と認める土地・家屋として市町村長が指定して公示したもの
平成24年度1/2課税土地等: 平成24年1月1日における使用状況等を勘案し、1/2に相当する額を減額して課税することが適当と認める土地・家屋として市町村長が指定して公示したもの



平成25年度税制改正における対応

平成23年度津波被災区域課税免除対象の土地・家屋のうち
平成24年度も課税免除とされていた土地・家屋

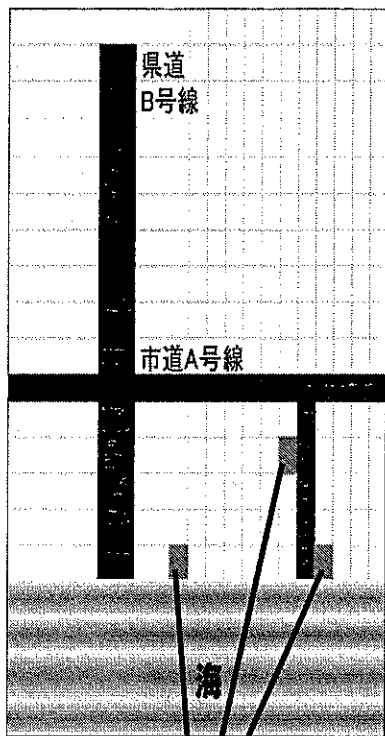


平成25年度も課税免除を原則継続(※以下の土地・家屋については除外)

※平成25年度課税土地等: 平成25年1月1日における使用状況等を勘案し、減額せずに課税することが適当と認める土地・家屋として市町村長が指定して公示したもの
平成25年度1/2課税土地等: 平成25年1月1日における使用状況等を勘案し、1/2に相当する額を減額して課税することが適当と認める土地・家屋として市町村長が指定して公示したもの

津波被災区域における課税免除・2分の1減額特例の考え方(イメージ)

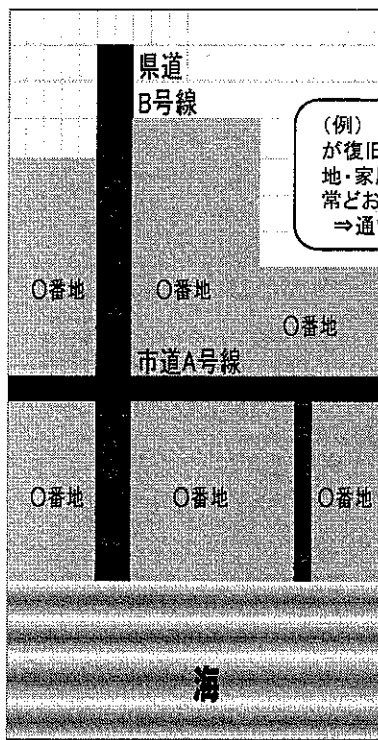
○通常の災害の場合(原則)



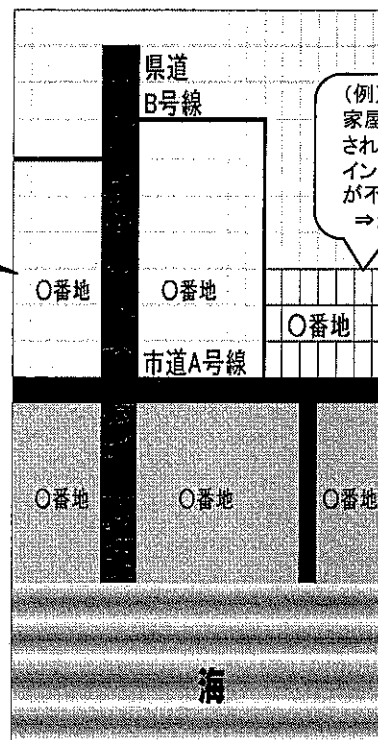
個々の土地・家屋の被害状況に応じて、地方税法第367条等に基づき減免。

○津波被災区域における課税免除・2分の1減額特例

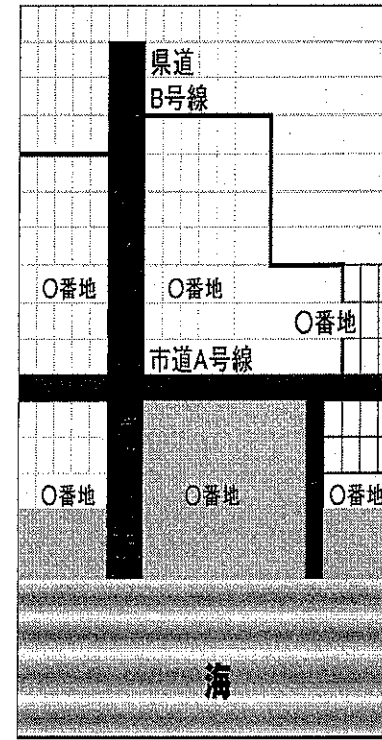
【H23年度】



【H24年度】



【H25年度】



課税免除区域

⇒ 津波により甚大な被害を受けた区域として市町村長が指定・公示した区域



通常どおり課税される土地・家屋

⇒ 使用状況等を総合的に勘案し課税することが適当な土地・家屋



2分の1減額特例の対象となる土地・家屋

⇒ 課税免除対象外の土地・家屋のうち、使用状況等を総合的に勘案し、固定資産税等を減額することが適当と認める土地・家屋として市町村長が指定・公示した土地・家屋

個人住民税における住宅ローン控除の改正

- 消費税率引上げに伴う影響を平準化する観点から、特例的な措置として、所得税の住宅ローン控除の適用者(平成26年から平成29年までの入居者)について、所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を、次の控除限度額の範囲内で個人住民税から控除。

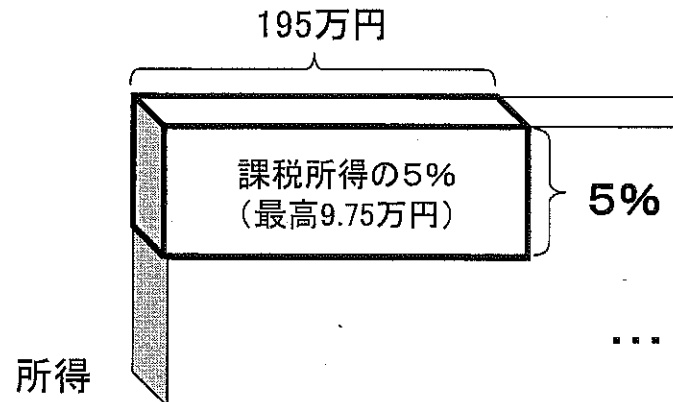
居住年	現行(～平成25年12月)	平成26年1月～3月	平成26年4月～平成29年12月
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の5% (最高9.75万円)	所得税の課税総所得金額等の5% (最高9.75万円)	所得税の課税総所得金額等の7% (最高13.65万円)

(注)平成26年4月から平成29年12月までの金額は、消費税率が8%又は10%である場合(被災者の住宅ローンを含む。)の金額であり、それ以外の場合における控除限度額は所得税の課税総所得金額等の5%(最高9.75万円)

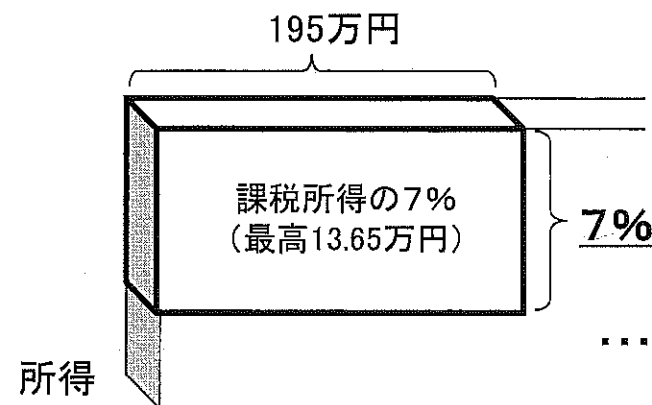
- この措置による平成27年度以降の個人住民税の減収額は、全額国費で補てん。

(参考)控除限度額の拡充のイメージ

<現行>

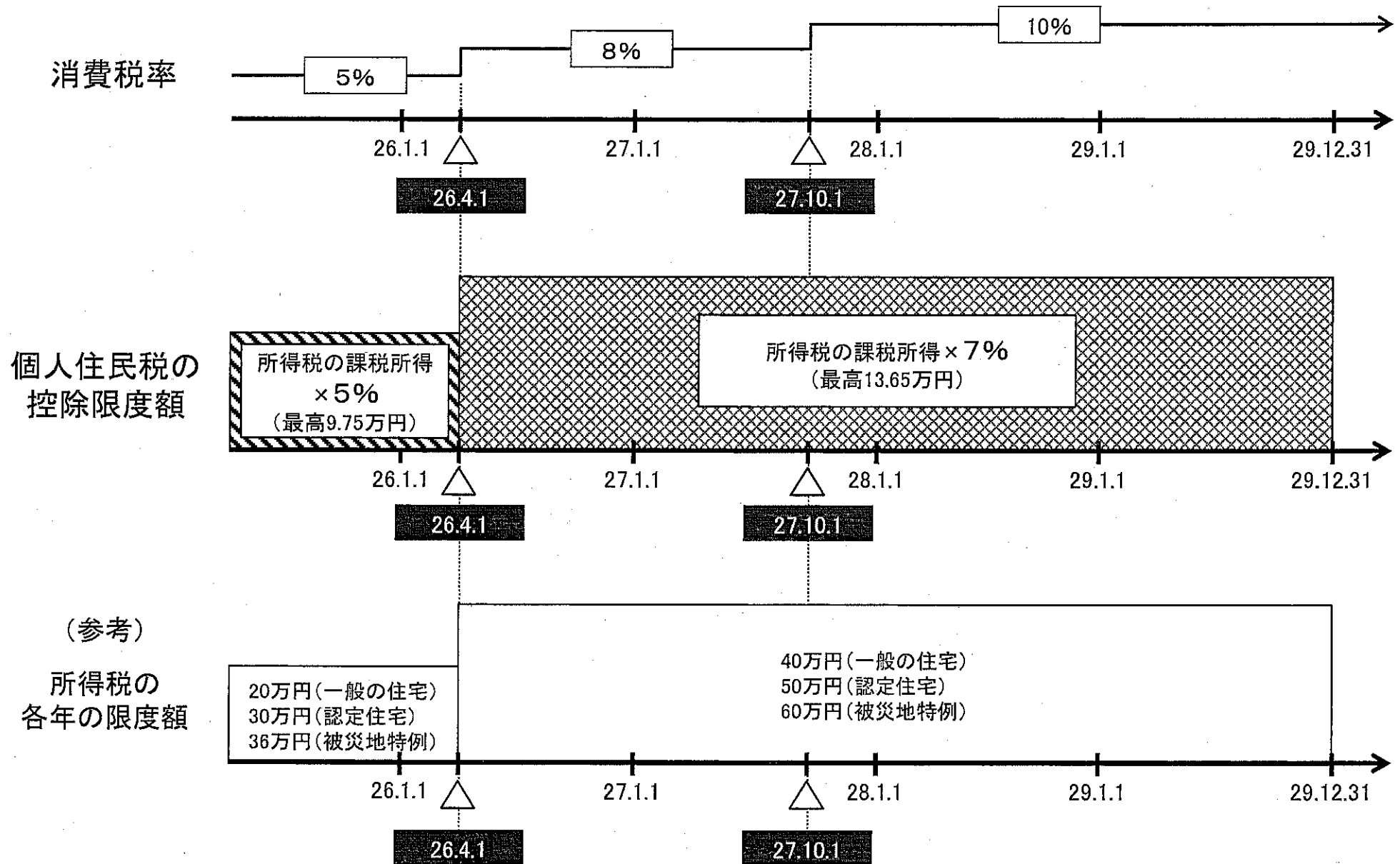


<改正案> 居住年:平成26年4月～平成29年12月



※税源移譲の範囲内(195万円×5%)で控除

(参考) 個人住民税における住宅ローン控除の改正(案)のイメージ

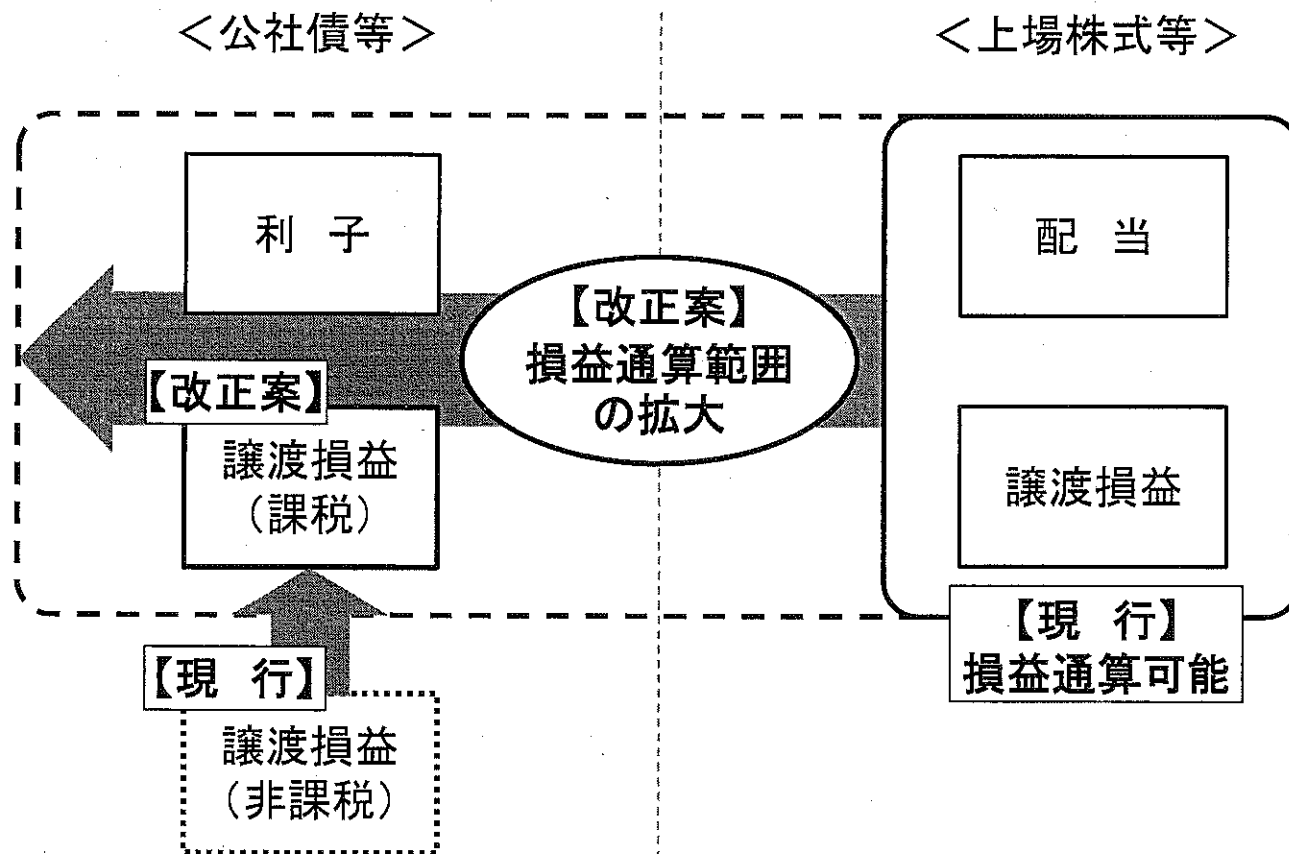


金融商品に係る損益通算範囲の拡大・公社債等に対する課税方式の変更

【改正案】

- 上場株式等の配当及び譲渡損益の間でのみ認められている損益通算について、一定の公社債等の利子等及び譲渡損益まで損益通算の範囲を拡大する。
- 非課税とされている公社債等の譲渡益について、20%申告分離課税(住5%、所15%)の対象とする。

※H28. 1. 1以後支払を受ける利子等及び譲渡益等に適用



法人に係る利子割及び法人税割額からの利子割額控除の廃止

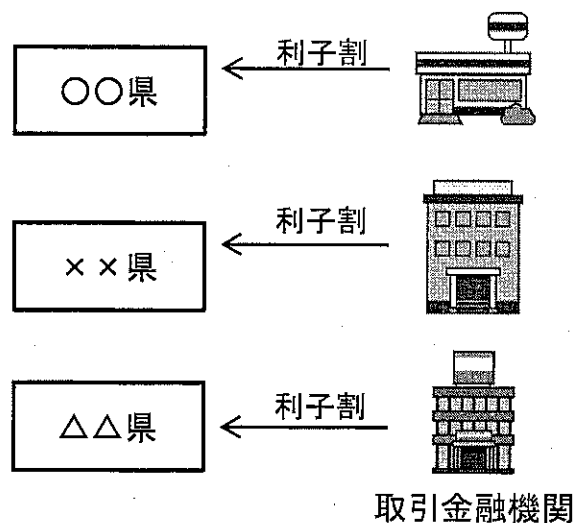
【現行制度】

- 道府県民税利子割は個人・法人の区別なく課税
- 法人については、法人の課税所得に利子も含まれることから、二重課税を排除するために、課された利子割額を法人住民税から控除

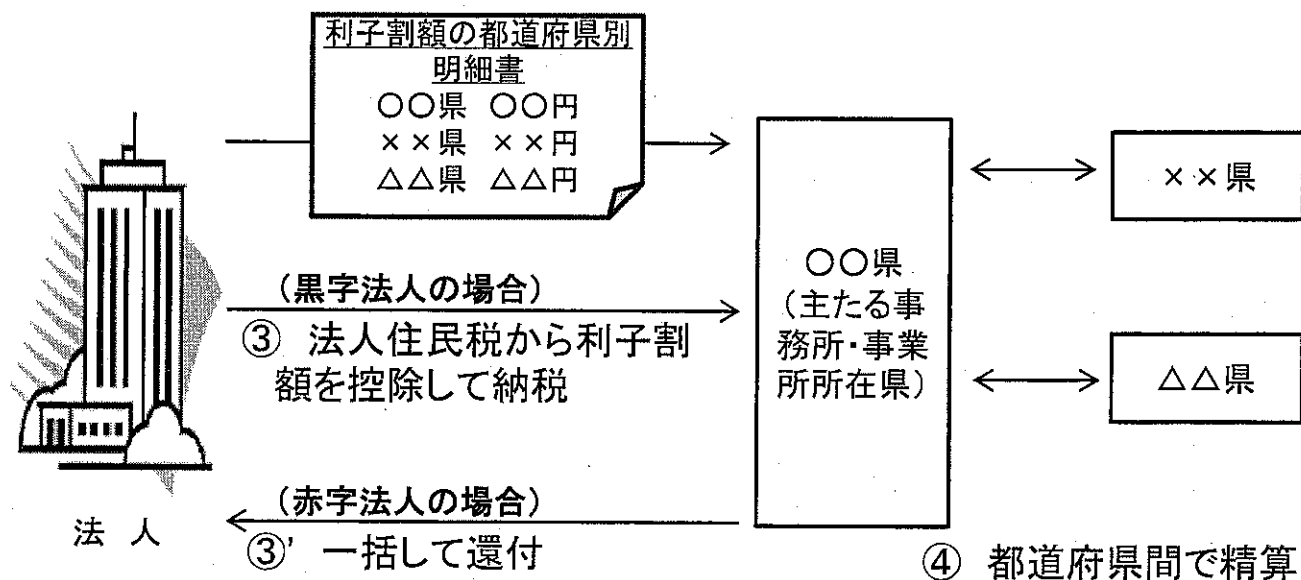
【改正案】

法人に係る利子割を廃止し、併せて法人税割額からの利子割額の控除を廃止する。
(H28. 1. 1以後支払を受ける利子等に適用)

- ① 法人の取引金融機関が所在する各都道府県が、利子割を徴収



- ② 取引金融機関所在都道府県ごとの利子割額を計算して、主たる事務所・事業所所在の都道府県に申告



- ※1 控除しきれない金額は、主たる事務所・事業所が所在する都道府県から一括して還付
(全国約300万法人のうち、約130万法人に還付。1件あたりの還付額の平均は約8,100円)
- ※2 法人は控除・還付を受けるために、都道府県ごとの利子割額を計算して申告することが必要

延滞金等の見直しについて

○ 国税の見直しに合わせ、延滞金等の割合は以下のとおりとする。

(注) 平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞金等について適用。

	内 容	本 則	現行の特例 (公定歩合+4%)		【参考】 貸出約定平均 金利の年平均 が1%の場合	
延 滞 金	法定納期限を徒過し履行遅滞となった納税者に課されるもの	14.6%	—	⇒	(特例の見直し案 (14.6%については、特例の創設))	
	1ヶ月以内等	7.3%	4.3%		(特例基準割合※) 貸出約定平均金利+1% + 7.3% (早期納付を促す)	9.3%
	徴収の猶予等	2分の1免除 (7.3%)	4.3%		(特例基準割合) 貸出約定平均金利+1% + 1% (早期納付を促す)	3.0%
還付加算金	地方団体から納税者への還付金等に付される利息	7.3%	4.3%		(特例基準割合) 貸出約定平均金利+1%	2.0%
					(特例基準割合) 貸出約定平均金利+1%	2.0%

※特例基準割合：国内銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）の前々年10月～前年9月における平均に、1%を加算した割合

個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直し

○ 年金所得者の納税の便宜や市町村における徴収事務の効率化の観点から、次の見直しを行う。

- ・ 年間の徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額を前年度の特別徴収税額(年税額)の2分の1に相当する額とする。
- ・ 年金保険者に対して特別徴収税額を通知した後に特別徴収税額が変更された場合や賦課期日後に当該市町村の区域外に転出した場合においても、一定の要件の下、特別徴収を継続することとする。

※ この改正は、平成28年10月以後に実施する特別徴収について適用

※ 公的年金からの特別徴収(源泉徴収)制度：所得税、個人住民税、介護保険料、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料

※ 個人住民税の公的年金からの特別徴収制度は、平成21年10月の年金支給時から導入

《特別徴収税額の算定方法の見直し》

現
行

仮徴収額 = 前年度分の本徴収額 ÷ 3

(4・6・8月)

本徴収額 = (年税額 - 仮徴収額) ÷ 3

(10・12・2月)



改
正
案

仮徴収額 = (前年度分の年税額 × 1/2) ÷ 3

(4・6・8月)

本徴収額 = (年税額 - 仮徴収額) ÷ 3

(10・12・2月)

(例) 65歳以上の夫婦世帯 (夫の個人住民税額=60,000円(所得割額:56,000円、均等割:4,000円)、妻は非課税)

年度	年税額	【現行】		【改正案】	
		仮徴収額 (4・6・8月)	本徴収額 (10・12・2月)	仮徴収額 (4・6・8月)	本徴収額 (10・12・2月)
N	60,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
N+1	36,000円 (医療費控除の増等)	10,000円	2,000円	10,000円	2,000円
N+2	60,000円	2,000円	18,000円	6,000円	14,000円
N+3	60,000円	18,000円	2,000円	10,000円	10,000円

【現行】一度生じた不均衡が平準化しない

【改正案】年税額が2年連続で同額の場合、平準化

農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る 不動産取得税の特例措置の延長

特例概要

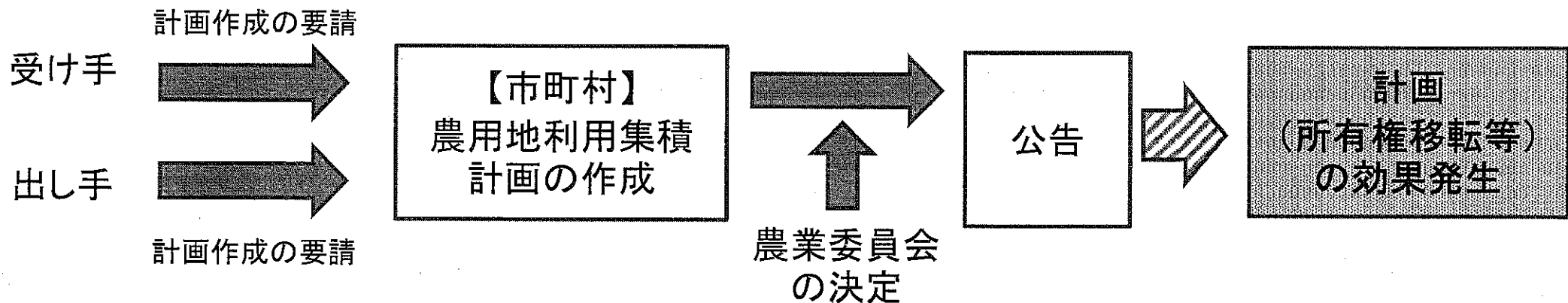
- 農用地利用集積計画(※)に基づき平成25年3月31日までに農用地等を取得した場合、課税標準を2/3に軽減する(交換による取得の場合で、取得した土地の価格の1/3に相当する額よりも、交換により失った土地の価格の方が大きいときは、当該失った土地の価格を控除する)。

※ 農業目的での農地の売買や貸借についての権利の設定、移転に関する計画。市町村が作成、公告することにより、個別の取引行為なしに権利関係の設定、移転が可能。

改正内容

- 適用期限を2年延長

農用地利用集積計画に係る事業の仕組み



Jリート・特定目的会社等に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の延長

特例概要

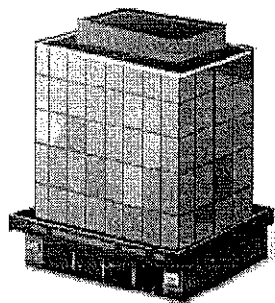
- Jリート(不動産投資法人)、特定目的会社(SPC)等が、平成25年3月31日までに不動産証券化に係る不動産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準を2/5に軽減する。

改正内容

- 適用期限を2年延長

Jリートの仕組み

- ・資産運用のために設立された投資法人(内閣総理大臣の登録)が、不動産等の取得、譲渡、貸借等の取引を行い、その収益を分配する仕組み。
- ・投資口(株式に相当)を上場することで幅広い投資家から資金調達を行う。



実物不動産

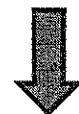
不動産の取得



賃料収入



Jリート



資産運用委託

資産運用会社

出資



収益を配当

投資家

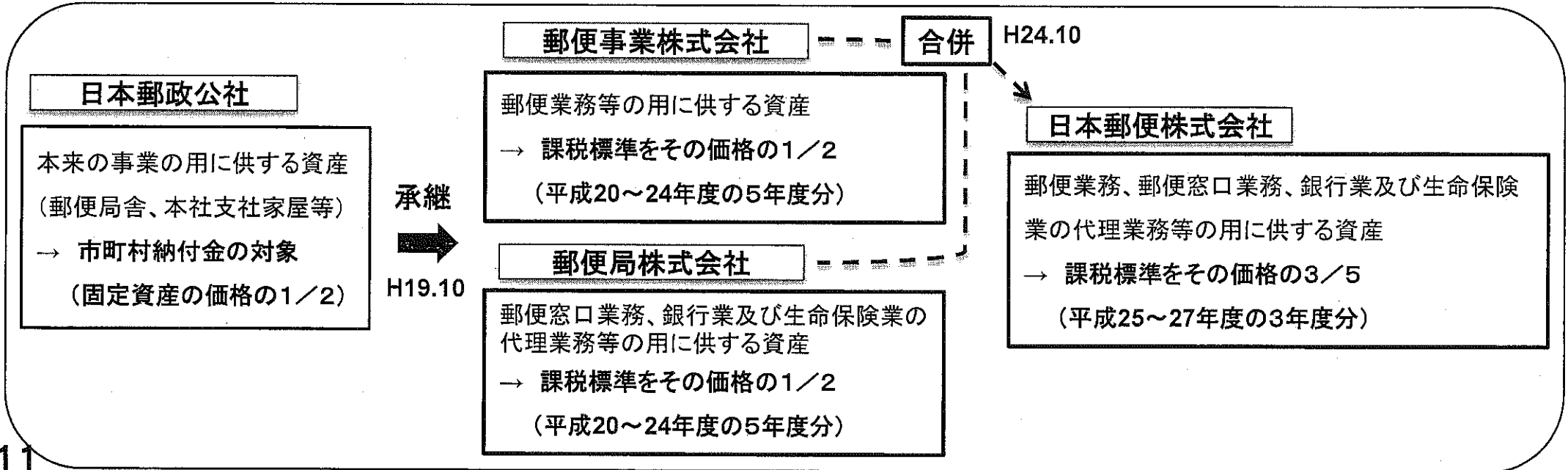
日本郵便株式会社が所有する一部固定資産に係る 固定資産税等の課税標準の特例措置の縮減及び延長

特例概要

郵政民営化に伴い合併前の郵便事業株式会社及び郵便局株式会社が日本郵政公社から承継し、かつ、日本郵便株式会社が所有する一部固有資産に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置を縮減する。

税目	現行	改正後
固定資産税及び都市計画税	課税標準を1/2(平成20~24年度分)	課税標準を3/5(平成25~27年度分)

(参考) 郵政承継特例に係る変遷



首都直下地震・南海トラフ地震に備えた駅、路線の耐震補強工事により取得した償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の創設

特例の概要

○ 平成27年3月31日までに首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域において取得する鉄道施設の課税標準額を以下のとおり軽減。

→ 【固定資産税】 5年度分2/3に軽減。

(要件)

・ 実施計画(5か年)に基づくもの

※ 実施計画は、国交省の指導通達に基づき、各鉄道事業者が早期復旧等の観点から優先的に取り組むものとして策定するもの。5か年の対象期間は平成25年度から平成29年度まで。

対象資産

	詳細	要件
駅	停車場建物附属設備 停車場設備 橋りょう・高架橋	乗降客1日1万人以上
路線	高架橋・トンネル・橋りょう	・片道断面輸送量1日1万人以上 ・施設の倒壊が緊急輸送道路等に影響を及ぼす箇所は利用者数に関わらず対象

※ 片道断面輸送量は、路線のある地点を一定方向に何人通過したかを示したものの。

耐震補強例



鉄骨ブレース設置による橋上駅の耐震補強



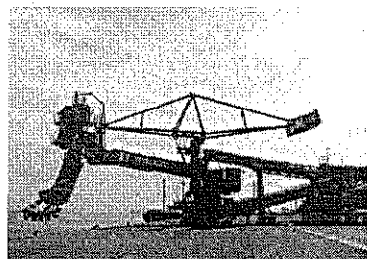
高架橋の柱に鋼板を巻いた耐震補強

資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの拠点となる埠頭において整備される荷さばき施設等に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の創設

特例の概要

- 港湾法の改正に伴い、同法に規定する特定貨物輸入拠点港湾（仮称）に指定された港湾において、港湾管理者が作成する特定利用推進計画（仮称）の事業を実施する者が、政府の補助を受けて取得した荷さばき施設等に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置（10年度分2／3）を2年間講じる。

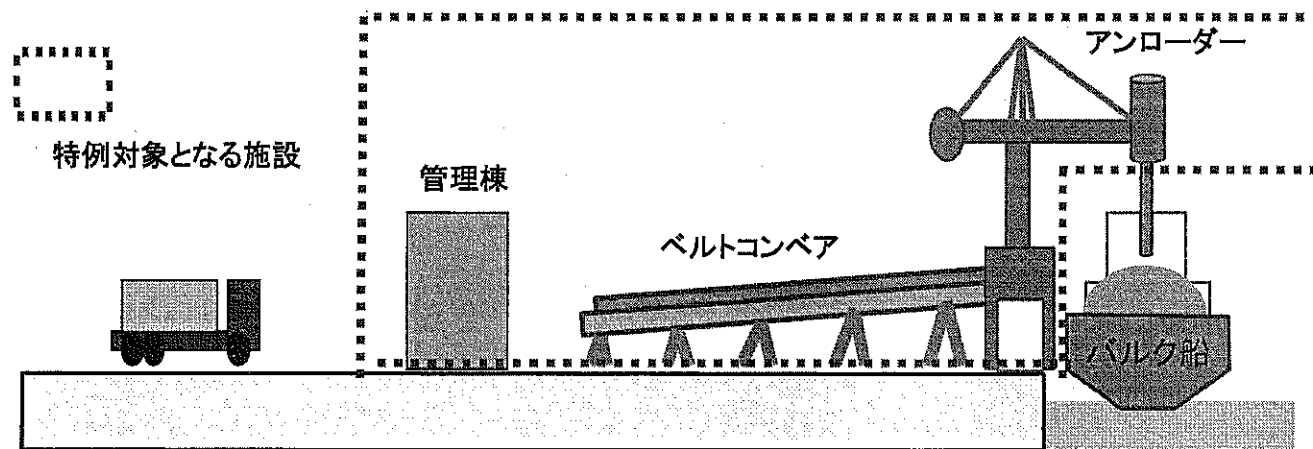
特例対象



アンローダー



ベルトコンベア



※バルク・・・ばら積み貨物（石炭、とうもろこし等）

※対象予定港湾（ ）はバルク種別
（石炭）・・・小名浜港、徳山下松港、宇部港
（とうもろこし）・・・釧路港、鹿島港、名古屋港、水島港、志布志港

都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった 備蓄倉庫に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の創設

特例の概要

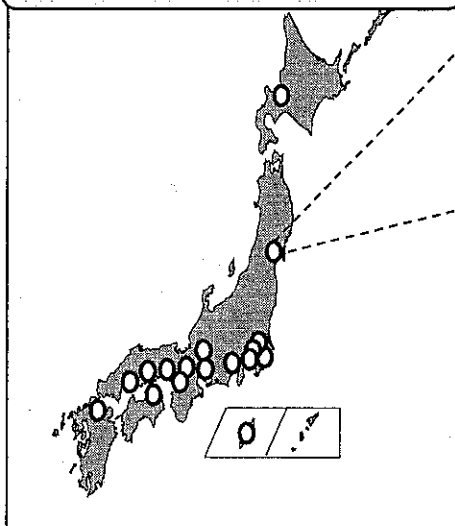
- 都市再生特別措置法上の都市再生安全確保施設のうち、同法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫に係る固定資産税及び都市計画税について、最初の5年度分、課税標準の特例措置※を2年間に限り講ずる。

※わがまち特例を導入（価格の2/3を参酌、1/2～5/6の範囲内で条例で定める割合）

（わがまち特例とは、従来、法律で一律に定めていた課税標準の特例措置等について、減額の程度（特例割合）・適用期間（特例期間）の具体的内容を地方団体の条例に委任し、地方団体が自主的に決定できるようにする仕組み）

特例対象

- 都市再生緊急整備地域
全国63地域（都道府県数：17）



都市再生緊急整備協議会

【構成機関】

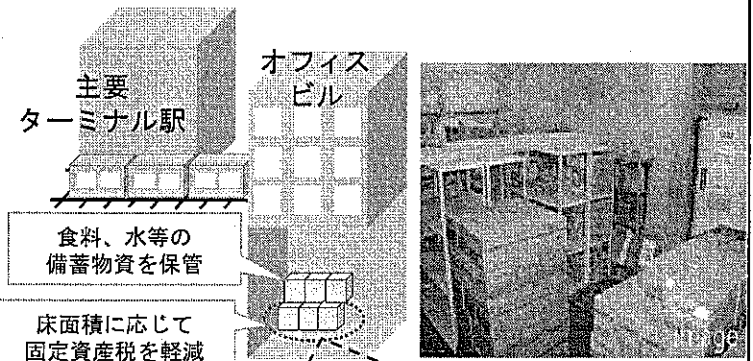
国、地方公共団体、都市開発事業者
公共公益施設管理者、鉄道事業者
大規模ビル所有者 等

都市再生安全確保計画

大規模地震発生時の滞在者等の安全を
確保するための施設の整備 等

都市再生安全確保施設のうち、 管理協定の対象となる備蓄倉庫

備蓄倉庫の例



- 使用収益を制限
- 寄る辺のない者の物資を備蓄

地方税の電子化について

1. eLTAX(エルタックス:地方税ポータルシステム)の現状(平成25年4月)

- 運用主体 一般社団法人地方税電子化協議会 (全ての都道府県、市区町村が会員として加入)
- eLTAX接続団体 全47都道府県 及び 全1,742市区町村がeLTAXに接続

2. 提供サービスの内容(平成25年4月)

(1) 電子申告等 . . . インターネットを通じた地方税の電子申告等

【対象税目等及び対応団体数】

- 法人2税(47都道府県、1,410市町村)、固定資産税(償却資産)(東京都、1,381市町村)、事業所税(東京都、71市)の電子申告
 - 給与支払報告書(1,441市区町村)、法人設立届等(25都道府県、1,380市区町村)の電子的提出
 - 電子納税(7都県、6市) → 地方税の納付手続きを自宅やオフィスからインターネット経由などで電子的に行うことができる仕組み
- #### (2) 年金からの特別徴収 . . . 公的年金からの個人住民税の特別徴収に関する年金保険者と市区町村のデータのやりとり
- 年金保険者から市区町村への特別徴収対象者の通知、公的年金等支払報告書の提出 (全1,742市区町村が利用)
 - 市区町村から年金保険者への年金特別徴収の税額通知の送付 (全1,742市区町村が利用)
- #### (3) 国税連携 . . . 国税庁と地方団体とのデータのやりとり
- 所得税確定申告書の国税庁から地方団体へのデータ送信 (全47都道府県及び全1,742市区町村が利用)
 - 法定調書の国税庁から市区町村へのデータ送信 (平成25年5月～) (全1,742市区町村が利用)
 - 扶養是正情報等の市区町村から国税庁へのデータ送信 (平成25年6月～) (対応可能な市区町村から開始)

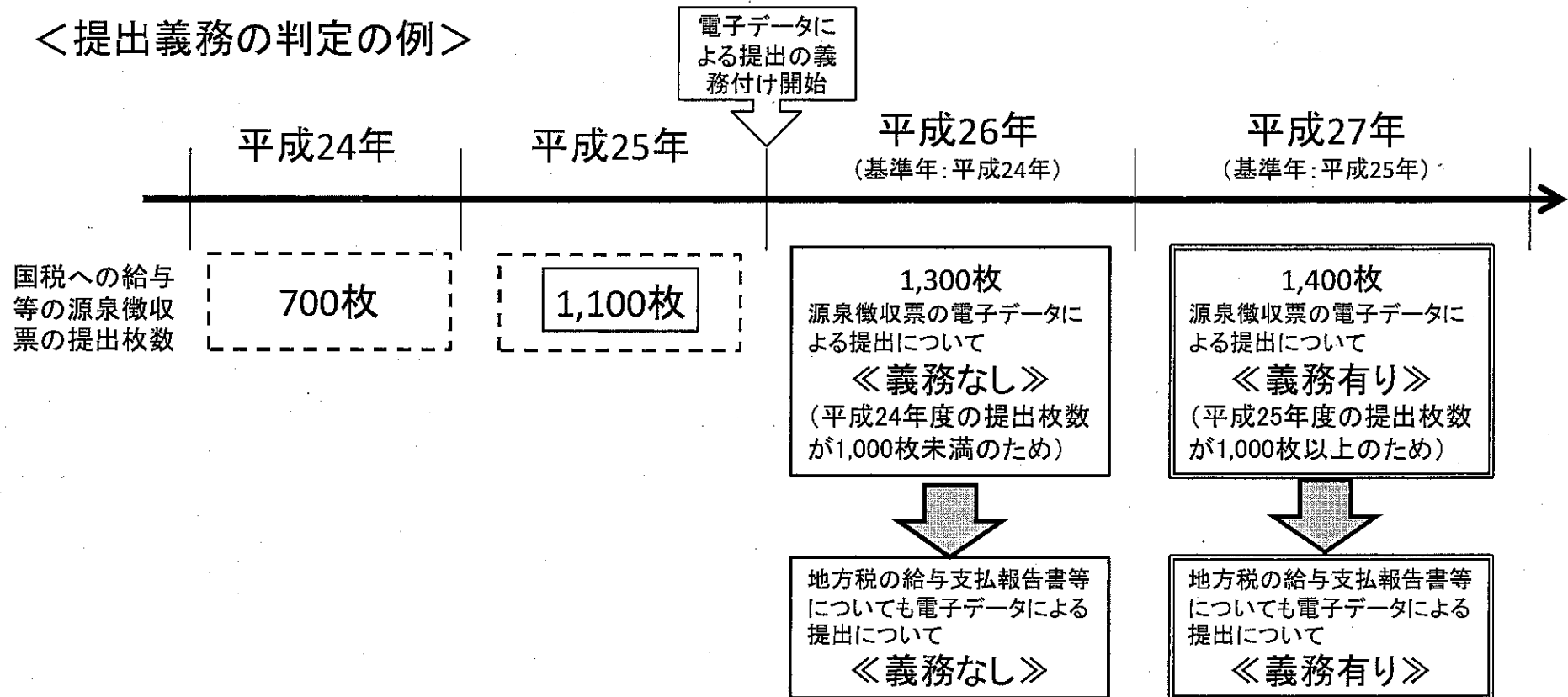
給与支払報告書・公的年金等支払報告書の電子データによる提出義務

国税に提出する給与等に係る源泉徴収票についてe-Tax又は光ディスク等による提出が義務付けられる者(※)について、市町村に提出する給与支払報告書等の提出についても、eLTAX又は光ディスク等により行わなければならないこととする。

平成26年1月1日以降に提出する給与支払報告書等について適用。

(※)基準年(前々年)に国税に提出する給与等及び公的年金等に係る源泉徴収票の提出枚数が1,000枚以上の者

<提出義務の判定の例>



市区町村の電子申告等受付サービスへの導入状況(平成26年1月予定)

	課税団体数	平成26年1月までに導入予定の団体数	平成26年1月までの導入が未定の団体数	参考:平成25年4月現在導入団体数
個人住民税 (給与支払報告書の 電子的提出の受付)	1,742市区町村	1,740市区町村 (99.89%)	2町村	1,441市区町村 (82.72%)
法人市町村民税の 電子申告の受付	1,719市町村	1,673市町村 (97.32%)	46市町村	1,410市町村 (82.02%)
固定資産税 (償却資産)の 電子申告の受付	1,719市町村	1,646市町村 (95.75%)	73市町村	1,381市町村 (80.34%)
事業所税の 電子申告の受付	76市	74市 (97.37%)	2市	71市 (93.42%)

※ H26.1の対応見込は、「市区町村における電子申告等受付サービスへの対応に係る照会」
(平成25年1月16日付事務連絡)に対する回答をとりまとめたもの。

電子申告利用率(平成23年度)

平成24年5月に、全ての都道府県及び市区町村を対象に初めて調査を実施。

○都道府県

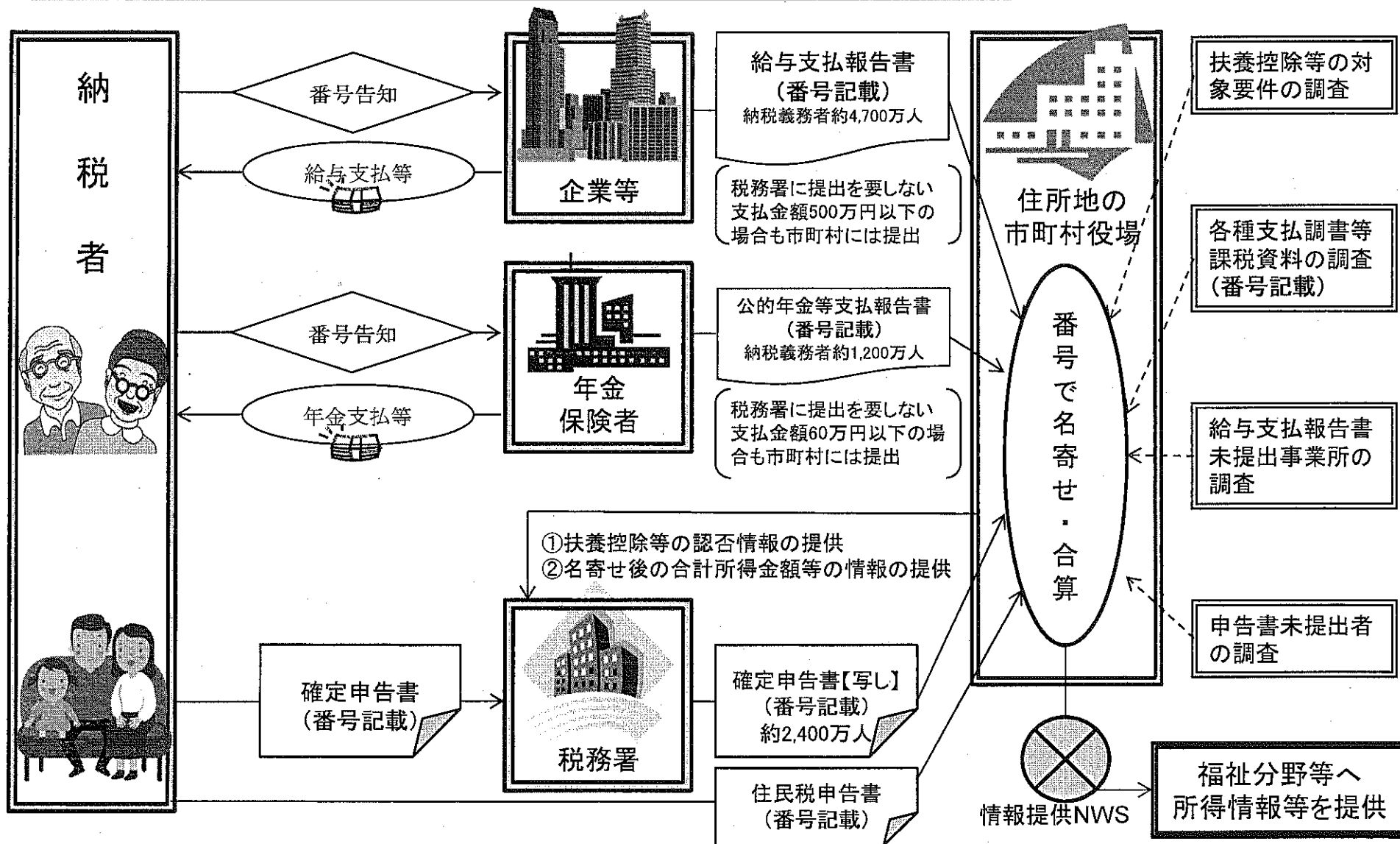
	全申告件数	うち電子申告による 申告件数	電子申告利用率
法人二税	3,747,211	1,482,431	39.6%

○市区町村

	全申告件数	うち電子申告による 申告件数	電子申告利用率	(参考)H23年4月1日時点での 電子申告導入済団体の みの利用率
給与支払報告書	75,384,347	6,819,022	9.0%	10.3% (1,243団体/1,742団体)
法人市町村民税	3,892,011	1,234,520	31.7%	39.0% (1,018団体/1,719団体)
固定資産税 (償却資産)	3,034,787	268,893	8.9%	10.8% (992団体/1,719団体)
事業所税	87,834	3,570	4.1%	4.5% (61団体/77団体)

「番号制度」を個人住民税で利用する場合のイメージ

地方税分野では、確定申告書や住民税申告書の情報、給与支払報告書等の資料情報や、市町村の有する住民情報等を、番号をキーとして名寄せ・突合でき、納税者の所得情報をよりの確かつ効率的に把握することが可能となる。



※ 他の税目についても、番号制度導入により、納税義務者の現状把握が効率的に行えるようになることが期待。

